

平成 31 年度 小規模事業者出張相談事業「相談員」 募集要項

公益財団法人横浜企業経営支援財団では、小規模事業者出張相談事業の開始に伴い、横浜市内の小規模事業者が抱える様々な経営課題に対し、的確な支援メニューの紹介やアドバイス等を行う相談員（統括相談員、相談員）を募集します。

1 事業の概要

(1) 小規模事業者支援事業

横浜市内の小規模事業者の現場に相談員が自ら調整の上、訪問し、支援メニューの紹介や経営課題に応じたアドバイス等を行います。

(2) 支援対象

中小企業基本法に定義されている「小規模事業者」を対象とします。

(3) 相談員体制

ア 統括相談員（1名）

※同事業の実施および財団職員とともに同事業の企画・運営に参画し、かつ他の相談員の活動の統括も行います。

イ 相談員（2～4名）

2 募集内容

(1) 募集期間

2019年3月4日（月）～3月8日（金）12時 必着

(2) 募集対象

ア 経営コンサルタントとして開業後1年以上経過した中小企業診断士

イ 公的機関等で経営等の相談経験を1年以上有する者

2019年4月1日時点で、上記のアまたはイに該当し、下記のような支援実績例を有する者

- ・WEB・SNS 集客支援
- ・広告宣伝物の制作支援
- ・食品など新商品開発、飲食店メニューの提案支援
- ・資金繰りのアドバイス、事業計画策定支援
- ・その他

(3) 募集人数

ア 統括相談員 1名

イ 相談員 2～4名

※「ア」、「イ」のどちらか選択、もしくは「ア、イ」の両方での応募も可。

3 委嘱内容

(1) 委嘱期間

2019年4月1日～2020年3月31日

※委嘱満了時の実績等の評価により、良好な場合には更新を行うことができます。

(2) 契約方式

業務委嘱

※雇用契約ではありません。

(3) 執務日数 ※詳細は、財団と調整の上、決定します。

ア 統括相談員（1名）：1回概ね3時間とし、週3～6回程度

イ 相談員（2～4名）：1回概ね3時間とし、週1～3回程度

(4) 従事時間

午前9時から午後5時の中で、1回あたり3時間程度

※午前3時間、午後3時間を標準として、半日単位で従事していただきます。

(5) 報酬

1回あたり、22,629円

※社会保険の適用はありません。

※報酬の中に交通費・源泉税等を含みます。遠方への出張交通費は、別途規定に基づきます。

※兼職は妨げません。

4 選考方法

書類選考、面接選考

5 応募方法

以下の(1)～(3)の書類を郵送または宅配便にて 2019年3月8日(金)12時(必着)までに、応募書類送付先まで送付してください。

(1) 指定の履歴書(財団ホームページからダウンロードしてください)

(2) 業務経歴書(財団ホームページからダウンロードしてください)

(3) 返信用封筒(長形3号、返信先明記、返信用切手(82円)貼付のこと)

※返信用封筒は、選考結果の連絡に使用します。

※ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

※応募書類に記載された個人情報については、採用候補者の選考に利用するものであり、この目的以外で利用し、又は、提供することは行いません。

6 委嘱までのスケジュール

(1) 3月4日(月) 募集開始

(2) 3月8日(金) 応募締め切り(12時 必着)

(3) 3月中旬 書類選考(予定)

選考結果と面接選考の対象者には時間・場所を連絡します。

(4) 3月18日(月) 個人面接(午前・予定)

3月20日(水) 個人面接(午前・予定)

※どちらか1日。

(5) 3月下旬 委嘱決定(予定)

(6) 業務開始 2019年4月1日(月)

7 問い合わせ先、応募書類宛先

〒231-0011

横浜市中区太田町2丁目23番地 横浜メディア・ビジネスセンター7階

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部 地域密着型支援担当

担当 森原、高山、佐保

電話 045-225-3725